

1 **第1回 宗像市国土利用計画等審議会議事録**

2 令和5年3月20日（月）10時15分

3 メイトム宗像（市民活動交流館）本館2階 202号室

委員出欠表（ <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席）			
<input checked="" type="checkbox"/> 日高委員	<input checked="" type="checkbox"/> 大方委員（Web）	<input checked="" type="checkbox"/> 黒瀬委員（Web）	<input checked="" type="checkbox"/> 辰巳委員（Web）
<input checked="" type="checkbox"/> 山下委員	<input checked="" type="checkbox"/> 高見委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉武順委員	<input checked="" type="checkbox"/> 麻生委員
<input checked="" type="checkbox"/> 岩田委員	<input checked="" type="checkbox"/> 桑村委員	<input checked="" type="checkbox"/> 辻委員（Web）	<input checked="" type="checkbox"/> 堀江委員
<input checked="" type="checkbox"/> 木村委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉武麻委員	<input type="checkbox"/> 高橋委員	

4

5 **次 第**

6

7 1 開 会

8

9 2 各計画の基本説明

10

11 3 これまでの都市計画の取り組みについて

12

13 4 策定スケジュールについて

14

15 5 「宗像市立地適正化計画」改定の方向性（案）について

16

17 6 次回開催日

18

19 7 閉 会

20

配布資料一覧

21

1 宗像市国土利用計画等審議会資料

22

2 宗像市立地適正化計画 防災指針（案）

23

3 宗像市国土利用計画等審議会規則

4 委員名簿

24 第1回宗像市国土利用計画等審議会

25

26 ○会長

27 それでは、これより宗像市国土利用計画等審議会を始めたいと思います。

28

29 一事務局 挙手一

30 ○事務局

31 まずここで、開会に先立ちまして、現在14名の委員のご出席をいただいておりますので、過半数の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告いたします。

32 次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

34

35 ≪配布資料の確認≫

36

37 ○会長

38 それではあらためまして、事務局からご報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから第1回国土利用計画等審議会を開催いたします。

39 次第に沿って進めてまいります。次第2から4については説明事項となっておりますので、併せて行い、ご意見・ご質問等は次第4が終わりまして時間を取りたいと思います。

40 では、次第2、各計画の基本説明について、事務局からお願いします。

44

45 ○事務局

46 それではご説明させていただきます。各計画の基本説明についてでございます。今回策定予定である3つの計画の位置づけについてご説明いたします。まず、国土利用計画は、国土利用計画法に基づく計画であり、3つの計画のうち最上位の計画となっております。国土利用計画は、日本という限られた国土を有効に利用するために定められるものであり、国土、県土、市土の3層構造となっております。つまり市は県、県は国の計画を基本として、その土地利用方針を定めております。次に、都市計画マスタープランについてですが、こちらは国土利用計画に即して定めております。都市計画マスタープランは、県の都市計画区域マスタープランと市の都市計画マスタープランの2層構造となっております。また、立地適正化計画についてですが、都市計画マスタープランの一部と見なされまして、3つの計画はそれぞれ独立したものではありませんが、相互に連携を図り、調和を保った計画となっております。

58 続きまして、各計画について少し掘り下げてご説明をさせていただきます。まず、国土利用計画についてですが、国土利用計画の基本理念は、国土利用計画法第2条

60 において、国土を有限なものとしてとらえ、健康で文化的な生活環境の確保と、国
61 土の均衡ある発展を図ることが示されています。また、さきほど説明しましたとお
62 り、国土利用計画は、国・県・市の3層で相互調整が図られる計画体系となってお
63 りますので、市の定める計画は国土利用の基本理念に即し、県の国土利用計画を基
64 本とし、市の区域における土地利用に関する行政の指針となるべきもので、計画期
65 間は策定時からおおむね10年となっております。国土利用計画には次の3つの内
66 容を定めるものとなっております。こちらに書いておりますような、国土の利用
67 に関する基本構想や、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の
68 概要、2番目に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要となっております。

69 具体的に、現在の宗像市で定めております、第2次宗像市国土利用計画について
70 ご説明させていただきます。第2次宗像市国土利用計画は、目標年次を令和7年と
71 して宗像市の市土の利用に関して必要な事項を定めています。上位計画である福岡
72 県の国土利用計画を基本として、第2次宗像市総合計画の基本構想である「ときを
73 紡ぎ 躍動するまち」という将来像との整合を図り策定したものでございます。基
74 本理念として、市土の利用は公共の福祉を優先し、森林や農用地等の保全を十分に
75 検討した上で、慎重かつ計画的に行うこととしております。また、基本方針につ
76 ましては、第2次宗像市総合計画の掲げる将来像と、土地利用上の課題を踏まえ、
77 市土利用について5つ設定をしております。市土の利用目的に応じた区分ごとの規
78 模の目標については、将来の人口や都市像等を前提とした土地利用面積を予測して、
79 農用地、森林、宅地等の目標値を定めております。そして、それらの目標を達成す
80 るために必要な措置として、4番に掲げておりますような措置を定めているよう
81 な状況でございます。これらの目標については、今年度、都市計画基礎調査を実施し
82 ておりますので、結果がまとまりましたら、宗像市における現状をお示しさせてい
83 ただきたいと考えております。

84 続いて都市計画マスタープランについてですが、都市計画というものは、その目
85 的の実現には時間を要するものであることから、本来、中長期的な見通しをもって
86 定められる必要があります。都道府県の定める都市計画区域マスタープランは、一
87 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる県下の都市計画区
88 域全域を対象として、市町村の枠を超える広域的観点から、区域区分を初めとした
89 都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。一方、市町村マスタープラン
90 は、都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最
91 も身近な市町村がより地域に密着した見地から、その創意工夫の下に都市計画の方
92 針を定めるものでございます。具体的には、市町村内において概ね完結する地域に
93 密着した都市計画、例えば地域地区や都市施設、市街地開発事業等に関する事項につ
94 いて、市町村都市計画マスタープランにおいて定めております。都市計画マスター
95 プランに定める内容につきまして、法的な規定はありませんが、一般的には、1つ

96 目に当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標、2つ目に全体構想、3つ目
97 に地域別構想について定めるものとなっております。

98 続きまして、現在の宗像市都市計画マスタープランについて、ご説明させていただきます。平成19年5月に「第1次宗像市都市計画マスタープラン」を策定し、
99 都市計画区域の拡大や市街地整備等の施策に取り組んできました。その後、「第1
100 次宗像市都市計画マスタープラン」の目標年次である平成27年を迎え、少子高齢
101 化の進展や大規模住宅団地の老朽化等が一層顕著となったため、これらの課題に適
102 切に対応するとともに、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかに
103 することを目的として、第2次宗像市都市計画マスタープランを策定しました。本
104 計画は、宗像市総合計画や宗像市国土利用計画に即するとともに、県の定める都市
105 計画区域マスタープランとの調整を図った上で策定しており、都市計画区域外の離
106 島を含む宗像市全域を対象区域とし、目標年次を令和7年、目標年次における目標
107 人口を96,000人としております。宗像市では人口、世帯数の増加が鈍化して
108 おり、少子高齢社会を迎えているという現状から、これまでの開発中心の都市づく
109 りから、今ある都市機能や良好な環境空間を育み、上手に使う都市づくりへ転換し
110 ていく必要がありました。そこで、都市づくりの課題に適切に対応していくため、
111 こちらに掲げております3つの視点を重視し、都市づくりの基本理念を「宗像版集
112 約型都市構造の形成」としました。本市の特徴としましては、市中央を流れる釣川
113 沿いの農地の後背となる丘陵部を中心に住宅地開発を行ってきたという背景がある
114 ため、市街地や主要な都市機能が分散して立地していることから、目指すべき都市
115 構造は一極集中させるのではなく、多極連携の集約型都市構造を目指すことが適切
116 であるという考え方が、基本理念である「宗像版集約型都市構造の形成」となっ
117 ております。その上で、将来都市像を「コンパクトで魅力的な地域がネットワーク
118 する生活交流都市」としまして、既存の都市機能や資源を活かして、地域相互の連携
119 も強化された、安全で暮らしやすい都市を目指すこととしております。

120 続きまして、立地適正化計画についてでございます。立地適正化計画とは、都市
121 計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導に
122 よりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するものであり、先ほどの都市計画
123 マスタープランの高度化版と言われております。今後人口減少が進む中で、市街地
124 が拡散して居住が低密度化してしまうと、一定の人口密度に支えられてきた医療・
125 福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が難しくなることが想定されます。
126 その結果、空き家等が増えることによって住環境の悪化が懸念されています。その
127 ような事態を防ぐため、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという基本的な
128 考え方があり、公共交通軸の沿線に居住を誘導し、拠点となるエリアに都市機能を
129 誘導しようというものです。これによって、生活利便性の維持・向上や、地域経済
130 の活性化、行政コストの削減等の効果が期待されております。宗像市においても、
131

132 宗像市都市計画マスタープランの将来都市像である「コンパクトで魅力的な地域が
133 ネットワークする生活交流都市」の実現に向けた取り組みをさらに推進するため、
134 平成30年4月に策定をしております。

135 現行の宗像市立地適正化計画についてこちらにまとめております。今回この計画
136 に追記する防災指針をこの後ご審議いただくこととなります。本計画につきまして
137 は、宗像市総合計画や宗像市国土利用計画、県の都市計画区域マスタープランに即
138 するとともに、都市計画マスタープランと調和を保って作成しております。対象区
139 域を都市計画区域とし、目標年次を令和17年としています。都市づくりの基本方
140 針としましては、都市計画マスタープランで定める基本理念である「宗像版集約型
141 都市構造の形成」と「将来都市構造の基本方針」を踏まえまして、立地の適正化を
142 図るために、都市機能の集積、居住の誘導、公共交通の充実に関する基本的な方針と、
143 目指すべき都市の骨格構造となる交通軸と拠点を決めることとしております。右上
144 の図が都市の骨格構造となりますけども、市街化区域において設定した各拠点と、
145 市街化調整区域において設定した地域/生活中心を公共交通軸により結び付け連携を
146 図り、多極連携型としております。また、各拠点を中心に都市機能を誘導し、その
147 周辺や公共交通沿いに居住を誘導することで、集約型都市構造の形成を図り、持続
148 可能なまちづくりを進めていくものでございます。右側の下の図になりますが、立
149 地適正化計画では、都市機能を拠点に集約し、各都市機能によるサービスの効率的
150 な提供を図る「都市機能誘導区域」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持する
151 ことにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導す
152 る「居住誘導区域」を定めております。以上が、今回策定予定であります3つの計
153 画の概要でございます。

154 続きまして、これまでの都市計画の取り組みについてご紹介させていただきます。
155 当市は、平成25年に離島を除く玄海地域を都市計画区域に編入しました。編入さ
156 れる玄海地域全域が市街化調整区域に指定されることに伴い、既に良好な市街地を
157 形成している地区等を含め、計9地区に地区計画の決定を行いました。そして、平
158 成27年に、第2次国土利用計画、都市計画マスタープランの策定を行っておりま
159 す。計画策定から土地利用、都市づくりの方針に従い、地区計画を中心とする様々
160 な都市計画決定がなされてきた状況でございます。

161 続きまして、まちづくりに関する取り組みについて少しご紹介させていただきます
162 す。昭和40年代に開発が始まった日の里等の大型団地におきまして、居住人口の
163 減少や住民の高齢化、住宅の老朽化によって、住み替えや建て替え等の定住促進へ
164 向けた取り組みが喫緊の課題となっておりました。これを受け平成25年から検討
165 が進められてきた、他市町にない豊かな暮らし方を提供できる良好な住環境づくり
166 への事業や取り組みが形となりまして、令和2年に団地再生プロジェクト「さとづ
167 くり48」が始動したところでございます。

168 続きまして、策定のスケジュールについてご説明をさせていただきます。国土利
169 用計画と都市計画マスタープランについては、現行の計画が令和6年度で満了とな
170 りますので、令和7年度の策定に向けて、来年度の令和5年度から6年度の2か年
171 で計画の調査審議を進めていく予定でございます。また、立地適正化計画についま
172 しては、今年度から令和5年度にかけて防災指針の追記を行っていく予定としてお
173 ります。その後、国土利用計画、都市計画マスタープランの策定にむけた検討を進
174 めていく上で、土地利用や都市づくりの方向性において修正や変更が想定されるた
175 め、各計画との整合を図るべく、令和6年度に誘導区域や誘導施設の見直しを行い、
176 最終的には3つの計画を令和7年度に策定するようなスケジュールでございます。
177 今年度から先行して、立地適正化計画における防災指針の追記を進めております理
178 由としましては、災害リスクに対応した安心・安全なまちづくりを行っていくため
179 にも、最初に委員の皆様と宗像市における災害リスクの共有を行った上で、今後の
180 国土利用計画、都市計画マスタープランの検討を行って参りたいとの考えからで
181 ございます。下に国及び福岡県の各計画策定スケジュールを示しておりますが、近年
182 の急激な状況の変化を踏まえまして、現在、国の方で次期全国計画の審議が行われ
183 ており、令和5年度に改定の予定となっております。それに伴い、福岡県において
184 も次期福岡県国土利用計画を令和5年度中改定審議の上、令和6年度改定予定とな
185 っております。また、県の定める都市計画に関する各基本方針つきましても、令和
186 7年度に改定予定となっておりますので、それら上位計画の改定の方向性を踏まえ
187 た上で、本市においても令和7年度の各計画の策定に向けて取り組んでいきたいと
188 考えております。以上、少し長くなりましたが、次第2から4までの説明となります
189 す。

190
191 ○会長

192 ありがとうございます。次第の2から4についてご説明をいただきましたが、
193 何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

194 では、次第5「宗像市立地適正化計画」改定の方向性（案）に移りたいと思いま
195 す。ここから審議事項となります。それでは、「防災指針」策定の方向性について、
196 事務局から説明をお願いいたします。

197
198 ○事務局

199 先ほど、会長からご説明がありましたが、「宗像市立地適正化計画」改定の方向
200 性（案）からが、今回審議会での審議事項となります。こちらに掲げております3
201 つの事項について、ご審議いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

202 まず初めに、ご審議の前に今回防災指針を追記することとなった背景と防災指針
203 の概要についてご説明させていただきます。まず背景ですが、近年、頻発・激甚化

204 する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける、新規立地の抑制、移
205 転の促進、防災まちづくりの推進の観点から、総合的な対策を講じることが喫緊の
206 課題であったことから令和2年6月に都市再生特別措置法等の一部改正が行われま
207 した。法改正の概要につきましては、こちらに示しております3点となりますが、
208 本市においては、3つ目の「災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり」を推
209 進するため、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する
210 ことと、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める防
211 災指針の作成について取り組むよう考えております。

212 次に作成する防災指針の概要について説明いたします。防災指針については、国
213 の「立地適正化計画策定の手引き」に従って作成いたしますので、まずここで示さ
214 れているモデルについてご説明をさせていただきます。防災指針とは、居住や都市
215 機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指
216 針であり、この指針とそれに基づく具体的な取組を立地適正化計画で定めるもので
217 ございます。防災指針を策定にあたっては、市に存在する災害リスクの把握を行い、
218 取組みと合わせて見える化を行います。具体的にはまず、災害情報の収集・整理
219 をし、整理した災害リスクと都市計画情報等の重ね合わせを行い、リスク分析、課
220 題の整理を行います。次に、災害リスク分析の結果を基に、防災まちづくりの将来
221 像・取組方針を定め、最後に災害リスクを低減・回避する具体的な取組の検討、取
222 組のスケジュールを設定し、目標値の設定を行います。

223 ここからご審議いただきます、宗像市における防災指針の方針について、説明を
224 させていただきます。お手元の資料と合わせてご覧いただきたいのですが、防災指
225 針（案）の1-1ページでございます。防災指針では、本来、居住誘導区域や都市
226 機能誘導区域内での都市の防災機能の確保に関する方向性を位置づけるものですが、
227 本市においては、居住誘導区域外の区域や市街化調整区域に多数の集落が存在して
228 おり、居住誘導区域外に居住する住民の安全性も確保することが重要と考えており
229 ます。そこで、本市における防災指針では、宗像市全域を対象として地域ごとの災
230 害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各
231 分野の取組を明示します。また、防災指針の策定にあたっては、「雨に強いまちづ
232 くりビジョン」「地域防災計画」等の各種計画や「流域治水」の考え方も踏まえ、
233 地域の特性を考慮して検討を進めていきます。

234 続いて、防災指針策定の流れについて、説明させていただきます。防災指針（案）
235 の1-3ページでございます。本防災指針については、国土交通省により示された
236 「立地適正化計画の手引き」に基づき策定を行います。防災指針の検討にあたって
237 は、まず災害リスク分析のため、個々の災害情報を収集・整理し、宗像市全域を対
238 象としたマクロ分析と、地域ごとに課題を抽出するミクロ分析を実施します。マク
239 ロ分析については、各種ハザード情報に対する影響面積や影響人口を算出し、課題

240 の整理を行います。マイクロ分析については、各種ハザード情報に建物や避難所の立
241 地状況といった都市情報等を重ね合わせ、地域ごとの課題を抽出します。次に、地
242 域ごとに課題を地図上に示すことで、災害リスクの見える化と課題の整理を行いま
243 す。その整理した課題を十分に把握した上で、宗像市としてのまちづくりの方向性
244 を踏まえつつ、防災まちづくりを推進するための将来像や災害リスクを低減・回避
245 するための取組方針の設定を行い、その取組方針に対して具体的な取組、スケジュ
246 ールを設定した上で、防災まちづくりの目標値を示すような流れでございます。

247 以上が「防災指針」策定の方向性となります。「宗像市における防災指針の方針」
248 「防災指針策定の流れ」について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

249

250 ○事務局

251 ありがとうございます。それでは、「防災指針」策定の方向性について、ご意
252 見・ご質問等はございませんでしょうか。

253

254 ○桑村委員

255 宗像漁協の桑村と申します。ちょっと勉強不足な部分もございますので、基本的
256 な質問で大変恐縮ですけれども、今回、いろんな防災の災害リスクの分析をした課題
257 の整理のところまでということで、資料を読ませていただいたのですが、その
258 先も含めて気になるところで、既存の災害リスクの高い地域に現在も居住されてい
259 る方等、例えば、いろんな事業を行っている方等が、今後どういう策定をしていっ
260 た中で、どうなっていくのか。今後の例えば新たな居住といったものに対しての制
261 限がかかってくるのか、既存の方がどうなるのか。そのあたりが気になりましたの
262 で、全体の方向性としてそのあたりがどうなるのか。また、方向性としてリスクを
263 ちゃんと説明をして、市民全体で共有するという事は非常に重要なことだと思
264 いますけど、個別具体的にはやはり生活との兼ね合いというのが今後どうなるのか、
265 ちょっと気になりましたので、教えていただければと思います。

266

267 ○事務局

268 それでは現時点におけます考え方ということで、お話をさせていただきたいと思
269 います。また、詳細につきましては、もちろんこの審議会の中で皆様のご意見を賜り
270 ながら進めていくという考えが前提ではございますけれども、まず、今委員がおっし
271 ゃいましたように、現状の災害リスクはどのような状況にあるのかということにつ
272 いて、やはり広く皆様と共有する。これが前提として大切なことかなと考えており
273 ます。また、例えば災害リスクを踏まえて、法的な新たな規制が生じるといったこ
274 とは、特には言われていないという状況でございます。その上で、先ほどより申し
275 ております国土利用計画や都市計画マスタープランを踏まえまして、集約型都市構

276 造によるまちづくりを進めていくという状況において、浸水リスクあるいは災害リ
277 スクの高いエリアにおいて、どういうふうな対策を行う必要があるのかということ
278 について、この防災指針はじめとする、先ほど申しました関連する計画の中で適切
279 な方策を講じていきたいということ。方策を講じることによって、安心して暮らし
280 やすいまちづくりを進めていきたいと考えておるところでございます。以上でござ
281 います。

282

283 ○会長

284 よろしいでしょうか。

285 ほかに何かご質問ございませんでしょうか。はい、黒瀬委員。

286

287 ○黒瀬委員

288 ご説明ありがとうございました。配布資料でいただいております防災指針（案）
289 につきましても、拝見しているところです。これはまた、第2回以降での議論にな
290 ると思うのですが、今回示された様々な災害リスクの中で、特に久留米市さんと
291 かだと、家屋倒壊等氾濫想定区域のような、なかなか対応が難しい土砂災害に近い
292 ようなところは、土地利用であったり立地適正化計画の誘導区域を再検討するよう
293 な、そういうタイプの検討も考えられると思いますし、逆に内水氾濫については、
294 かなりエリアも広いですし、避難であったりとか、ソフトであったりハードの対応
295 も含めて対応可能などともあると思うので、あまり誘導区域を触ったりしないとい
296 うのが事例としてあると思うのですけども、今後、対応策を考えていかれる時に、
297 市として大まかな考え方をもっていらっしゃるのであれば、それを教えていただ
298 ければと思い質問いたしました。以上です。

299

300 ○事務局

301 ありがとうございます。今、委員がおっしゃられたように、エリアの広いもの
302 に対してはソフト、ハードで低減をしていくという形です。もちろん、リスクの高
303 いレッドゾーンにおいては、誘導ないというところで考えております。今のところ
304 立地適正化計画の中にレッドゾーンがまだ含まれている状況でございますので、こ
305 の改定の際にレッドゾーンは必ず除く。居住誘導区域のほうからは除いていくとい
306 うことで考えております。あとは、イエローゾーンにおいては、ソフトやハードで
307 対応できるものを示しながら、どこまでを居住誘導区域に含んでいくのかという
308 ところを委員の皆様と検討させていただきたいと思っております。

309

310

311 ○会長

312 よろしいでしょうか。

313 ほかに何かご質問ございませんでしょうか。はい、山下委員。

314

315 ○山下委員

316 まだこれから先のことになると思いますけども、特に赤間駅周辺が拠点というこ
317 とになっているようでございますけども、赤間駅周辺は洪水による浸水が非常に懸
318 念されている。非常に広い範囲で浸水の想定される区域になっておりますけども、
319 ここを拠点としてどんなふうに進めていかれるのか気になります。釣川の氾濫が一
320 番大きいと思いますけども、釣川の氾濫がどの地点が氾濫した時にどうなるのか、
321 詳しいことは分かりませんが、特に拠点をこのままで進めていくのかというこ
322 とをちょっと懸念しております。

323

324 ○事務局

325 今、委員がおっしゃっていただきましたように、確かに赤間駅周辺につきまして
326 は、水災害のリスクが高い地域だという調査の結果でございます。ひとつは、今こ
327 の計画と並行するような形で様々な水災害リスクに対応するための方策というもの
328 を検討している状況でございます。それは赤間駅周辺のみならず、市内の浸水リス
329 クに係る対策というものを検討しているところでございます。そういった関連する
330 計画による効果、対策による効果を踏まえながら土地利用のあり方についても検討
331 していきたいと考えております。基本的には、先ほど事務局が申しましたように、
332 昨今の激甚化あるいは頻発化する自然災害を100パーセント防止するということ
333 は、なかなか現実的ではないという状況にあることも一方で事実でございます。そ
334 ういった中で、どこまでハードあるいはソフトの対策を講じることで、都市の安全
335 性を向上させるのかということ。その上で、拠点あるいは中心拠点というようなま
336 ちの在り方、骨格構造ですね。そういったものを現状のまま行くのか、あるいは形
337 を変えていく必要があるのかということにつきましても、この審議会の中で皆様
338 のご意見をいただきながら検討していきたいと考えているところでございます。以上
339 でございます。

340

341 ○会長

342 ほかに何かございませんでしょうか。無いようでしたら次に進みたいと思います。
343 市域全域のマクロ分析について、事務局のほうからよろしく願います。

344

345 ○事務局

346 市域全域を対象としたマクロ分析について、説明させていただきます。
347 防災指針（案）の2－1ページでございます。こちらにマクロ分析のイメージを

348 示しておりますが、マクロ分析を行うにあたっては、各種ハザード区域の指定状況
349 と人口状況等を重ね合わせ、市全体におけるハザードの傾向を整理していきます。

350 続いて、2-2ページから2-6ページのところになります。こちらでは、マク
351 ロ分析を行うにあたり、福岡県や宗像市が公表している情報を基に、1つ目が災害
352 イエローゾーン、2つ目が災害レッドゾーン、そして3つ目がその他ということで
353 災害イエローゾーン、レッドゾーンには含まれないですが危険性があるものという
354 ことで、3つに分けてハザード情報の収集・整理をおこなっております。1つ目の
355 災害イエローゾーンについてですが、こちらは建築や開発行為等の規制はないもの
356 の、区域内の警戒避難体制を整備すべき地域であり、立地適正化計画においては、
357 災害の状況や都市の形成状況等を総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、
358 原則的に都市機能誘導区域や居住誘導区域に含まないこととされています。2つ目
359 に災害レッドゾーンですが、こちらは住民等の生命や身体に著しい危害が生じる恐
360 れがあり、建築や開発行為等に対する規制がされている地域です。立地適正化計画
361 においては、原則的に都市機能誘導区域や居住誘導区域に含まないこととされてい
362 ます。3つ目のその他ですが、災害レッドゾーンやイエローゾーンに分類されませ
363 んが、危険性のある情報として、地震の震度想定と大規模盛土造成地、災害が発生
364 した際に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある、要配慮者利用施設について、
365 情報の整理を行っております。

366 続いて、2-10ページをご覧くださいと、マクロ分析の結果について、参
367 考として想定最大規模の降雨が発生した際に想定される、洪水浸水想定区域をこち
368 らに示しております。浸水想定区域図と、市街化区域、居住誘導区域といった区域
369 の情報を重ね合わせた結果、宗像市における浸水状況を見てみると、想定最大規模
370 の降雨が発生した際には、主に農地として使用されている箇所において、最大5m
371 以上の浸水が想定されている状況でございます。また、居住誘導区域内においては、
372 旧国道3号沿線及び赤間駅周辺において、最大5m未満の浸水が想定されている状
373 況です。次に、右側の表を見ていただきますと、浸水想定面積においては、市街化
374 区域全域の約12%程度、居住誘導区域全域の約11%程度が浸水深0.5～3m
375 の箇所に含まれております。また、人口動向を見てみると、浸水深が0.5～3m
376 の箇所に宗像市全人口の概ね10%程度の人が居住しているような状況ございま
377 す。このような分析を、先ほど収集・整理したハザード情報ごとに行っており、最
378 最終的にはハザード情報ごとに分析結果をまとめ、課題を整理したものを防災指針
379 (案)の2-29ページに示しております。宗像市全域におきましては、居住誘導
380 区域内に洪水、内水、土砂災害といった災害リスクのある区域が含まれており、そ
381 こに一定数の居住が見られるような状況でございます。市街化調整区域においても
382 同様に災害リスクのある区域において、居住がみられる状況です。また、災害リス
383 クのある区域に要配慮者利用施設の立地が見られますので、円滑かつ迅速な避難の

384 確保を図る必要があるというところがございます。詳細につきましては、防災指針
385 (案)のマクロ分析の部分をご確認いただければと思います。

386 市域全域を対象としたマクロ分析についての説明は以上となります。「整理した
387 災害ハザード情報」「マクロ分析の結果」について、ご審議のほどよろしくお願
388 いたします。

389

390 ○会長

391 只今、ご説明いただきましたマクロ分析について、ご意見・ご質問等はございま
392 すでしょうか。

393

394 ○吉武麻委員

395 質問というより要望ですけども、地図が小さすぎて分かりづらいところが多いの
396 で、もしよろしければ、次回からこの倍のサイズA3に印刷していただけると、細か
397 いどこが赤色か黄色かというのが分かりやすいと思いますので、ご対応よろしくお
398 願いたします。

399

400 ○事務局

401 ご指摘ありがとうございます。地図の見え方について、少し見づらいところもご
402 ざいますので、こちらでサイズの調整や、精度をあげるような形でご提示させてい
403 ただきます。ありがとうございます。

404

405 ○会長

406 ほかに何かご質問ございませんでしょうか。はい、桑村委員。

407

408 ○桑村委員

409 資料の19ページと防災指針(案)の方は連動しているのですか。ページが異な
410 る感じがしているので、どこを見たらよいのか。2-12ページと同じものになり
411 ますか。

412

413 ○事務局

414 右側の図が防災指針(案)2-12ページと同じものになります。

415

416 ○桑村委員

417 2-12ページですね。はい、分かりました。想定最大規模の方ですね。

418

419 ○事務局

420 こちらの説明につきましては、ハザードが全部で13項目あったかと思いますが、
421 その見方について1つの事例を取り上げましてご説明したところです。ですので、
422 1つ1つ全体地図と、居住しているところの人口が分かるような表という組み合わせ
423 で表示しているということでございます。

424

425 ○会長

426 はい、それでは次に進みます。地区ごとのマイクロ分析について、事務局からよろ
427 しくお願いいたします。

428

429 ○事務局

430 続きまして、マイクロ分析について説明させていただきます。こちらが防災指針
431 (案)の2-30ページから2-32ページのところを一部抜き出したものでござ
432 います。マイクロ分析では、公表されているハザード情報と、建物の立地状況等の情
433 報を重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定しうる課題の抽出を行っております。
434 まず初めに、ハザード情報に重ね合わせる情報と、分析の視点について整理を行っ
435 ております。また、リスク分析を行うにあたり、浸水による危険性の整理を行い、
436 先ほどの分析の視点において、課題と判断する数値の基準として用います。

437 こちらが防災指針(案)の2-33ページとなりますが、今回、マイクロ分析を行
438 うにあたり、市全域を5地区に区分して、各分析の視点で課題の整理を行っており
439 ます。右側にお示ししておりますのが、④JR赤間駅・市役所周辺地区の想定最大規
440 模の降雨によって想定される洪水被害の分析結果を示しているものでございます。
441 分析した結果としては、最上階床高までの浸水により、垂直避難できない建物が多
442 数立地している状況でございます。また、市役所や警察署等の公共施設が浸水する
443 恐れがあるということと、赤間駅の浸水や周辺道路の冠水により、交通麻痺の恐れ
444 がございます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域内に家屋が立地しており、氾濫流や
445 河岸浸食により、倒壊する恐れがあるといった課題が分析により抽出されました。

446 次が防災指針(案)の2-52から63ページをまとめたものとなりますが、先
447 ほどのお示したマクロ分析を、5地区ごとに各ハザードについて実施し、災害リ
448 スクを具体的かつ網羅的に分析しております。抽出した課題を地図上に示すことで、
449 災害リスクの見える化を行っており、最終的には課題を地区ごと表に整理しており
450 ます。各地区の詳細な分析の内容につきましては、防災指針(案)をご確認いただ
451 ければと思います。

452 以上が、地区ごとに行うマイクロ分析の説明になります。「ハザード情報と重ねあ
453 わせる情報(都市の情報等)」、「分析の視点について」、「マイクロ分析の結果」
454 について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

455

456 ○会長

457 ありがとうございます。マイクロ分析について、何かご意見やご質問はございま
458 せんでしょうか。よろしいでしょうか。何か事務局から補足説明等があれば。

459

460 ○事務局

461 先ほどご意見いただきましたような、見えにくい箇所や表現が分かりづらいなど
462 もございましたら、ご一緒にご意見賜れればと思っております。よろしくお願
463 います。

464

465 ○会長

466 はい、麻生委員。

467

468 ○麻生委員

469 麻生です。全体的なところで、私、社会福祉法人北筑前福社会というところで、
470 高齢者を中心に事業をやっているのですけども、毎月、特別養護老人ホームの施設
471 長さん方にお集まりいただいて、いろんな会議をやっております。その中で1つ、
472 是非こういう計画の中で現場の意見というか、例えば避難指示が出た時に、避難の
473 やり方で少し現実的でないところがよく出てくるのですね。そういった時にどう避
474 難するかなど。指示が出ていますので、しなくてはいけないのですけども、そうい
475 った所が、現場、現場でやはり違うのですよね。立地の条件等そういったところで。
476 そういった福祉施設、高齢者だけに係わらず、障がい、児童含めたところで、ご意
477 見を聴取する機会を設けられたほうが、現実的な計画に繋がるのではないかなとい
478 う気がいたしておりますので、どうかよろしくお願いたします。

479

480 ○事務局

481 ありがとうございます。ここではソフト対策の事業として載るようなところにな
482 りますので、関係の計画のところにもそういったご意見があったという事をお伝え
483 していきたいと思えます。

484

485 ○会長

486 他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見・ご質問
487 がないようですので、審議に入りたいと思えます。「宗像市立地適正化計画」改定
488 の方向性（案）について、何か修正を求めるような意見がある方はいらっしゃいま
489 すでしょうか。よろしいでしょうか。修正や変更を求めることはない。この方向
490 性で作業を進めていってよいということでもよろしいでしょうか。

491

—「異議なし」の声—

492

493

494 ○会長

495 本審議会の意見として審議事項どおりとします。特に修正等を行わないというこ
496 とで決定したいと思います。ありがとうございました。

497 それでは最後に次第6について、事務局の方からお願いします。

498

499 ○事務局

500 次回の開催日につきましては、6月を予定しておりますが、今後、調整をいたし
501 まして、できるだけ早い段階で皆さまにお知らせをしたいと考えております。よろ
502 しくお願いいたします。また、本日オンラインでご参加いただいております委員の
503 皆様には、後日、委嘱状と併せて諮問書の写し、報酬の支払請求書をお送りさせて
504 いただきます。支払請求書につきましては、請求・領収印の欄に押印いただき、ご
505 返信をお願いいたします。以上でございます。

506

507 ○会長

508 それでは、以上を持ちまして、本日の国土利用計画等審議会を閉会いたします。
509 ありがとうございました。